

(仮称) 新さらきとまない風力発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見

平成30年3月29日付け

電源開発株式会社宛て

本事業は、稚内市声間村更喜内地区で平成13年12月から運転している「さらきとまないウィンドファーム」(最大出力14,850kW、9基)の更新を行うものであり、約94.2haの牧草地を事業実施想定区域として最大出力は変更せず、既設風車より大型化した5基程度の風車を設置する計画である。

事業実施想定区域の東側は水源涵養保安林に隣接しており、西側では近接する国道40号周辺などに多数の住居等が存在している。また、事業実施想定区域の北側に位置する声間大沼はハクチョウ類などの渡り期における集結地となっており、重要野鳥生息地(IBA)に指定されている。さらに、事業実施想定区域の周辺では、他事業者が設置又は計画している風力発電所が複数ある。

以上を踏まえ、事業者は、次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を回避又は十分に低減すること。

1 総括的事項

(1) 本配慮書において事業者は、計画段階配慮事項の全般にわたり、重大な環境影響は回避又は低減できる可能性が高いと評価しているが、計画熟度の低い現段階における評価である。このため、今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本事業では、風車の設置に係る工事に加えて、既設風車の撤去工事が行われることから、工事工程の工夫により工事の集中を避けるなど、工事の実施に伴う環境影響を可能な限り低減すること。

(3) 事業実施想定区域の周辺では、他事業者が計画している風力発電所が複数あり、これらの風力発電所との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による環境影響が生じるおそれがある。このため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、渡り鳥や希少鳥類等の生息情報があることから、専門家等からの助言を得ながら、これら鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 景観

事業実施想定区域周辺に位置する北天の道、ミルクロード、こまどりスキー場、上勇知スキー場及び稚内空港については主要な眺望点として選定されていないが、これらについて利用実態等を把握した上で、必要に応じて主要な眺望点として選定すること。また、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても必要に応じて主要な眺望点として選定すること。これら選定した主要な眺望点については、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。

(4) その他

稚内市では「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を定めており、同ガイドラインの遵守に関して、稚内市と十分に協議を行うこと。